後期高齢者医療制度について

1 新たな医療制度

〇 後期高齢者医療制度

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、高齢者世代と現役世代の 負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために「後期高齢者医療制 度」が創設され、平成20年4月1日から開始されます。

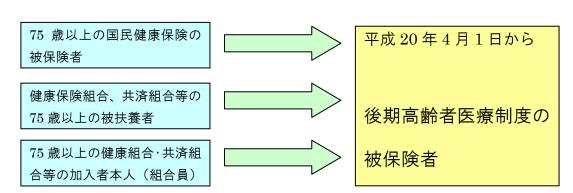
〇 運営主体

後期高齢者医療制度の運営主体は、県内のすべての市町村が加入する「群 馬県後期高齢者医療広域連合」です。

2 被保険者

75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の方はすべて、広域連合が運営する後期高齢者医療制度の被保険者になります。

これまで、国民健康保険の被保険者だった方はもちろん、健康保険組合や 共済組合の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。



〇 被保険者となる時期

- ・平成20年4月1日に75歳以上の人
- ·75 歳になったとき (75 歳の誕生日当日から)
- ・75歳以上の人が広域連合(群馬県内)の市町村に転入したとき
- ・65歳以上の人が寝たきり等の障害認定を広域連合から受けたとき

3 保険証

被保険者全員に、後期高齢者医療制度の独自の保険証が1人に1枚交付されます。

4 保険料

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う窓口負担を除い

た分を公費(国、県、市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(若年者の保険料)が4割を負担し、残り1割が後期高齢者からの保険料となります。

窓口支払

保険部分の財源内訳

患者負担

1~3割

険 料 1割

保

後期高齢者支援金 (若年者の保険料)

約4割

公費

国:県:市町村=4:1:1

約5割

《*医療費の自己負担は、1割負担になります。ただし、現役並みの所得のある方は、3割負担となります。》

○ 保険料賦課の基本的枠組み

- ・保険料は、被保険者単位で算定・賦課されます。
- ・応益割(定額部分)は被保険者均等割、応能割(所得比例部分)は所得割とし、均等割:所得割=50:50が標準となります。
- **☆保険料の額**(平成 20 年度推計:厚生労働省試算)

厚生年金の平均的な年金額の受給者(厚生年金208万円)

均等割 3,100 円 + 所得割 3,100 円 = 6,200 円/月

- *被用者保険の被扶養者については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度への加入時から、2年間均等割保険料を5割軽減し、1,500円とすることとされています。
- **具体的な保険料の額は、広域連合の条例により定められます。

〇 低所得者に保険料軽減

低所得世帯に属する被保険者については、被保険者均等割を軽減(7割、 5割、2割)されます。

〇 保険料の納め方

- ① 特別徴収 (年金から天引き)
 - ・年額 18 万円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引き(特別 徴収)されます。
 - ・ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超 える場合には、天引きの対象としません。→ 普通徴収となります。

② 普通徴収

特別徴収の対象とならない方や、その他の事情がある方は、納付書 や口座振替等により、市町村に収めていただくことになります。

〇 保険料の滞納

- ① **短期被保険者証**:被保険者が保険料を滞納した場合、通常の保険証 より有効期限の短い被保険者証(短期証)を発行します。
- ② **資格証明書**:保険料の滞納発生後1年を経過した滞納者に対しては、 特別な理由がない限り、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付します。医療費は、全額自己負担となります。

5 高額医療費·高額介護合算制度

医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります。それぞれの限度額を適用後、合算して高額になったときは、限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

○ 高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額:予定)

後期高齢者医療制度+介護保険		
一般		5 6 万円
現役並み所得者		6 7 万円
	住民税非課税の	3 1 万円
低所得者	世帯	
	年金収入80万円	19万円
	以下など	

6 広域連合と市町村の役割

○ 広域連合が行う主な事務

被保険者の認定や保険料の決定、給付の決定などの制度の運営全般を行います。

○ 市町村の行う主な事務

保険料の徴収や各種申請・届出の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務を 行います。

7 経過並びにスケジュール

·平成18年6月14日 医療制度改革関連法案成立

·平成18年8月31日 広域連合設立準備委員会設置

・平成18年12月 市町村議会の議決(広域連合規約)

·平成19年2月1日 広域連合設置許可申請

・平成19年2月19日 広域連合設立(知事の設置許可)

·平成19年2月19日 広域連合長選挙(松浦高崎市長選出)

·平成19年2~3月 市町村議会(広域連合議員選挙)

·平成19年3月27日 広域連合議会(条例、予算等審議)

·平成19年5月2日 広域連合長選挙(松浦高崎市長再選)

·平成19年8月28日 広域連合議会(定例会)

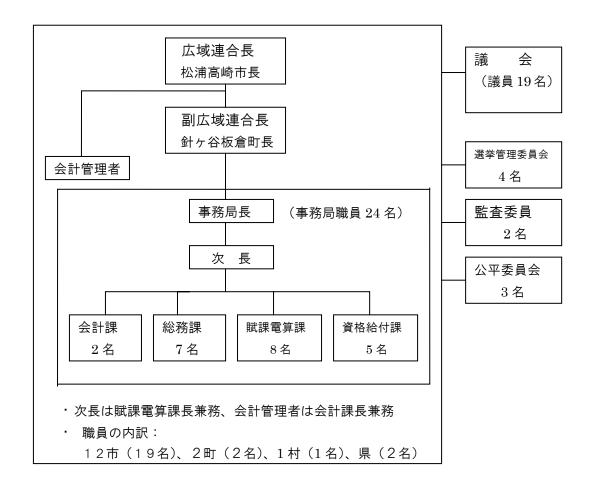
·平成19年11月 広域連合議会(臨時会):保険料条例制定

·平成20年2月 広域連合議会(定例会)

·平成20年4月~ 法律施行 → 後期高齢者医療制度運用開始

8 広域連合の組織

群馬県後期高齢者医療広域連合組織図



群馬県後期高齢者医療広域連合

〒371-0854

所在地 前橋市大渡町 1-10-7

(群馬県公社総合ビル 6階)

電 話 027-256-7171 (代表) FAX 027-255-1312